

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小八林久保田下青鳥線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧新別
三二八番一地先まで	比企郡吉見町大字久保田字北 汲田一六九五番一地先から		区 間
一〇・八八〇四七・五九	七・二〇〇一七・四九		敷地の幅員 (メートル)
	四七六・九二メートル		延 長 (メートル)
	道路改築工事		備 考